



第1章 基本構想

第1節 まちづくりの基本理念

まちづくりに取り組む際、すべての主体が常に心に留めておくべき基本的な姿勢を、以下に示します。

<和と美のまちづくり [空間・時間・人間] >

- 加美町は、雄大な自然が生み出す景観と肥沃な耕土が育んだ食に恵まれた町です。
- 加美町は、深い歴史が紡いだ文化と芸術が受け継がれるとともに、新しい未来が開く町です。
- 加美町は、熱い息吹が木霊（こだま）する、魅力と活力に溢れる人たちが暮らす町です。

● 上記に沿ったまちづくり ●

- ❖ 加美町の自然・食といった長所を生かしたまちづくり
- ❖ 加美町の伝統、文化、歴史を生かしたまちづくり
- ❖ 新しい未来が開くまちづくり
- ❖ 働く世代が安心して仕事・子育てができるまちづくり
- ❖ 高齢者や弱者が穏やかに暮らせるまちづくり
- ❖ 町民の皆さんが、活気に満ち、互いを想い、声が届くまちづくり

第2節 町の将来像と施策の大綱

1 将来像

基本理念を念頭に置き、町を取り巻く内在性の課題を解決して外在性の好機を掴むことにより、「この町に住んで良かった」、「この町でこどもを育てたい」と思える町を目指し、将来像を【住民満足度 100 パーセント、日本一の加美町】と設定します。



2 施策の大綱と施策体系

将来像の実現に向けて、3つの施策の大綱を示した上で、6つの施策の方向を設定します。さらに、これらの方向に対応する施策や事業を立案するという施策体系とします。

基本理念

○加美町は、雄大な自然が生み出す景観と肥沃な耕土が育んだ食に恵まれた町です。

- 加美町の自然・食といった長所を生かしたまちづくり

○加美町は、深い歴史が紡いだ文化と芸術が受け継がれるとともに、新しい未来が開く町です。

- 加美町の伝統、文化、歴史を生かしたまちづくり
- 新しい未来が開くまちづくり

○加美町は、熱い息吹が木霊（こだま）する、魅力と活力に溢れる人たちが暮らす町です。

- 働く世代が安心して仕事・子育てができるまちづくり
- 高齢者や弱者が穏やかに暮らせるまちづくり
- 町民の皆さんが、活気に満ち、互いを想い、声が届くまちづくり

将来像（キャッチフレーズ）

住民満足度 100 パーセント、日本一の加美町

施策の大綱

「雇用の創出」
「子育て支援の充実と教育力の向上」
「高齢者及び弱者に対する福祉施策の充実」

施策の方向

協働と自立ができるまち

本当の学びを得られるまち

魅力と稼ぐ力を持つまち

安心して快適に暮らせるまち

誰もがずっと健やかに暮らせるまち

自然豊かで持続可能なまち

3 将来指標の見通し

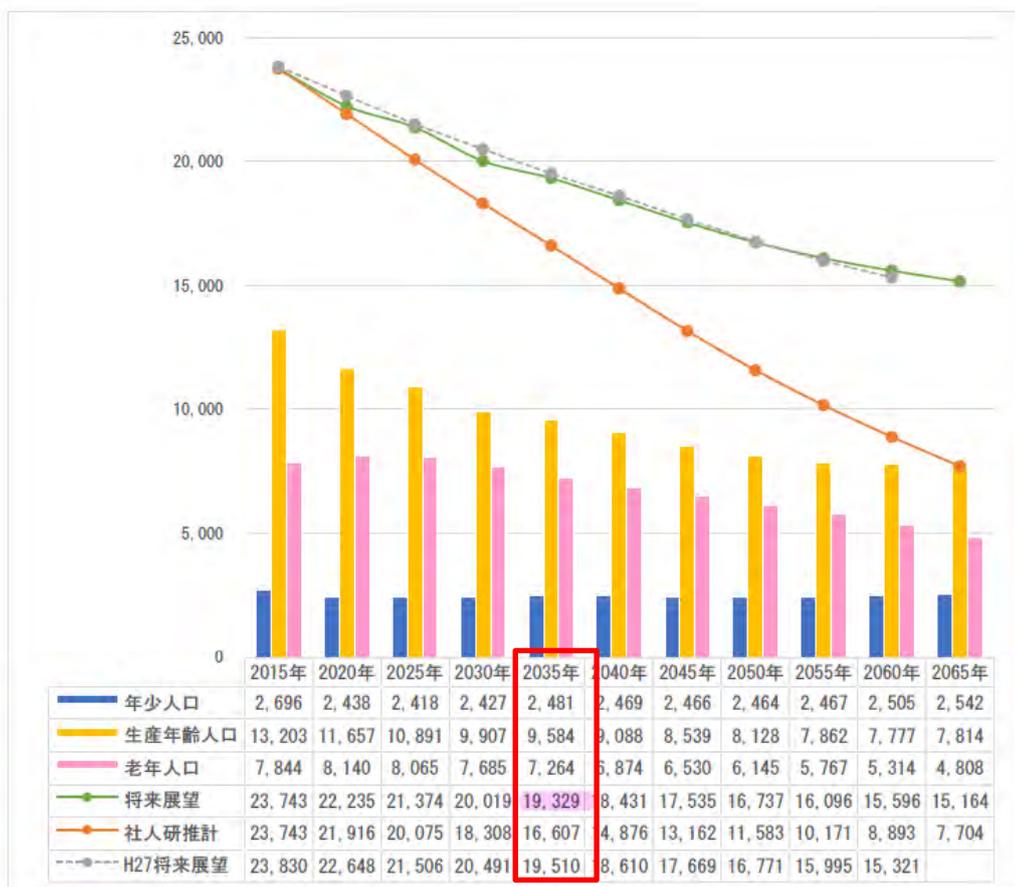
(ア) 人口

目標年次における将来人口は、「加美町人口ビジョン」（令和2年3月改訂）に準拠して設定します。

同ビジョンでは、令和17(2035)年の推計人口が19,329人となると推計しています。これを踏まえ、子育て支援の施策展開により合計特殊出生率の大幅な改善を期待するとともに、移住・定住に係るさらなる施策を講ずることによって社会増減数を改善することで、本計画の目標年次である令和16(2034)年の目標人口を、20,000人と設定します。

【人口の見通し（「加美町人口ビジョン（令和2年3月改訂）」）】

● 総人口の推計



4 土地利用構想

本町は、多くの恵みを生む優れた自然環境のもと、大崎耕土の優良農地を擁しています。また、これらの自然からの恵みや機能を享受しながら、都市的土地利用とともに人々が生活してきました。土地は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通基盤です。その利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に配慮し、社会情勢に適切に対応しながら、健康で文化的な生活環境の保全と均衡ある発展を図ります。

(ア) 土地利用の基本的な考え方

①適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する町土地利用

人口減少社会では、自然的土地利用から都市的土地利用への転換は縮小する見込みである一方、空き家の発生や荒廃農地の増加など、土地の有効利用及び適正管理の水準が低下していく懸念があります。

他方、新型コロナウイルス感染症がもたらした働き方や行動、生活様式の変化は他地域からの移住・定住を後押しするものとなり得ます。また、大きな雇用を生む生産施設等の新規立地も新たな移住・定住を促進するものといえ、多様なニーズに合わせた幅広い移住・定住先の選択肢を用意することで地域を活性化させることも可能といえます。

このような状況下において、産業の活性化と住みやすい生活環境の形成を図っていくため、移住・定住の促進も視野に入れた上で、宅地等の無秩序な開発の抑制や公共施設の更新に伴う各種検討、低未利用地の発生抑制と有効利用、町内外の需要や動向に応じた商工業用地等の確保、公共交通機能の確保、都市機能の最適化の検討等に努めます。

農地に関しては、世界農業遺産「大崎耕土」に代表される先人から引き継いだ優良な農地の適切な保全を図ります。また、人口減少問題は農業の担い手不足にもつながっていることから、今後は効率的な農業経営及び農地管理が可能となるよう、地域の事情に応じながら一層の農地集積・集約を進め、また、荒廃農地の発生も抑制していきます。

土砂災害や水害の抑制、水源かん養による健全な水循環の維持など、町土保全において重要な役割を果たしている森林に関しては、官民協働による森林の整備・保全を進めるとともに、土砂災害や水害の低減等の対策と併せて、観光やレジャーに資する自然的土地利用も推進していきます。

一方で、人口減少に伴い、町内の空き家や荒廃農地、遊休地の発生など、従来と同様の水準での土地管理が困難になることが予想されることから、国が進める「地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る『国土の管理構想』」の考え方も視野に、所有者への働きかけ等による適正管理や発生抑制に努めるとともに、有効活用や土地利用の誘導など、適切な土地の管理を促進します。

なお、適正な町土利用・管理を推進するにあたっては、人口や高齢化の状況、農地や森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要であることから、デジタル技術の活用を推進していくものとします。

②自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する町土地利用

本町では、薬菜山や船形山などの雄大な山々や鳴瀬川、田川などの恵まれた環境の中で独自の歴史や文化が生まれ、豊かな農業地帯と歴代の人の営みが調和して織りなされた美しい景観を形成しています。

今後も、天然林から里山等の二次林及び農地に連なる自然環境、河川及び水路から成る水環境等の自然環境と、歴史に育まれたまちなみや農村景観を総合的に保全し、加美町らしい景観を維持・創出する取組を継続していきます。また、これらの取組により、自然の有する物質循環機能や町土保全機能の健全な発揮を促し、自然の仕組みを上手に利用した共生型の町土づくりを進めていきます。

また、地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が懸念されていることから、カーボンニュートラルや「30by30 目標（2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標）」といった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に資するよう、「ネイチャーポジティブ*（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す）」の考えに根ざした国土利用・管理に努めます。

③安全・安心を実現する町土地利用

本町では、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきており、令和3年3月には「加美町国土強靱化地域計画」を策定、2度の改訂を加えながら、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取組を展開しています。

今後も、頻発化・激甚化する自然災害から町民の命と暮らしを守り、被害を最小化するため、災害に強い町土づくりに取り組むとともに、事前防災や減災並びに迅速な復旧復興等に資する土地利用を推進し、町土の強靱化を図ります。

また、避難路の確保、集落の孤立防止と早期解消、各種ライフライン*の途絶を防ぐための適切な対策について、国や県、関係機関等と連携して進めていきます。

さらに、町民への危険箇所の周知や災害危険箇所の点検を含めた治山・治水*事業を県等と協働で実施するとともに、ハザードマップの活用と適時更新により、地域の土地利用の特徴を踏まえた日頃の備えと災害発生時の速やかな避難を実現することで、ハード面だけでなくソフト面からの防災・減災対策の取組を促進します。

加えて、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制・安全性を確保するなどの取組を進めることにより、安全・安心な町土利用・管理を実現していきます。

④複合的な施策の推進と町土の選択的利用

「第五次国土利用計画（全国計画）」において、今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中では、複合的な施策の推進と国土の選択的利用が一層重要になるとされています。

複合的な施策の推進については、自然環境の再生と防災・減災対策が共に促進されるなど、複合的な効果をもたらす施策の推進、国土の多面的機能の発揮による土地の利用価値の向上により、人口減少下でも国土の適切な管理を図ることなどが述べられています。

国土の選択的利用では、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、自然環境・希少生物の生息地の再生など、新たな用途を見出すことで、国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択することなどが挙げられています。

本町においても、変化する地域の実情に応じ、人口減少下においても地域に住み続けることができ、そのことにより持続的に町土を管理していくことが可能となるような町土利用の検討に努めていきます。

⑤多様な主体と連携した町土利用

本町では、大崎地域広域行政事務組合による消防、教育、ごみ・し尿処理、火葬場などの共同管理や、大崎圏域全体の暮らしに必要な都市機能の集約的整備と活性化、自治体間の連携・協力体制のさらなる強化を目的とした「大崎定住自立圏構想」に基づく事業が進められており、今後も、大崎地域として連携した事業などを着実に実施し、効果的な土地利用を進めていくものとします。

また、少子・高齢化や核家族化が進行し、地域住民同士の社会的つながりが希薄になるなど、地域コミュニティが変化している中、本町では、平成28年に「加美町まちづくり基本条例」を施行し、令和3年には「協働のまちづくり推進に関する指針」を策定するなど、多様な主体による協働のまちづくりを推進し、地域を支える活動（「かみ活」）に取り組む団体などを支援しています。

今後も、町民が地域の課題を共有し、自分が住む地域をより良くするための自主的・主体的な地域活動を支援するとともに、土地利用においても、町民・議会・町との協働、町外の人々との連携・交流、他の自治体や関係機関団体等との連携を図りながら、各種取組を進めていくものとします。

(イ) 加美町の土地利用における基本的構成

本町の土地利用を「山林・丘陵地帯」、「田園地帯」、「市街地」の3つに区分し、町土地利用の基本方針を踏まえつつ、これまで培ってきた地域の特性を活かし、発展させるとともに、総合的、計画的な土地利用を推進します。また、地域相互の関係性を十分に考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮します。

①山林・丘陵地帯

豪雨などによる山崩れや土砂流出、地滑り等の山地災害の防止に取り組むとともに、水源の涵養など公的機能を維持するため、森林の保全を基本に、治水事業・対策の促進を図ります。また、町の象徴的な景観の形成や、温室効果ガスの吸収などの公益的機能を持続的に確保していくほか、豊かな自然の中で人々が憩い、また働くことのできる機能を備える、観光レクリエーション機能と自然環境の保全を図ることで、観光・交流の拠点としての役割も担う地域を目指します。

特に、船形山や薬菜山の自然環境を活かしながら、観光・レクリエーション拠点のネットワーク化を図り、内外からの交流人口の拡大に努めます。

②田園地域

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、また、食糧供給などの多面的機能を有している「大崎耕土」に代表される田園地帯は、将来にわたりその豊かな自然の恵みを享受し、多面的機能を維持・発揮するため、現在の田園環境の維持に努めるとともに、農業生産基盤の整備や集落の住環境整備を推進し、より快適な暮らしを実現できる地域を目指します。

特に、雄大な農地の有効利用を図るため、地域特性を活かした有機農業やスマート農業、付加価値の高い地域農業を推進できる条件整備を進めます。

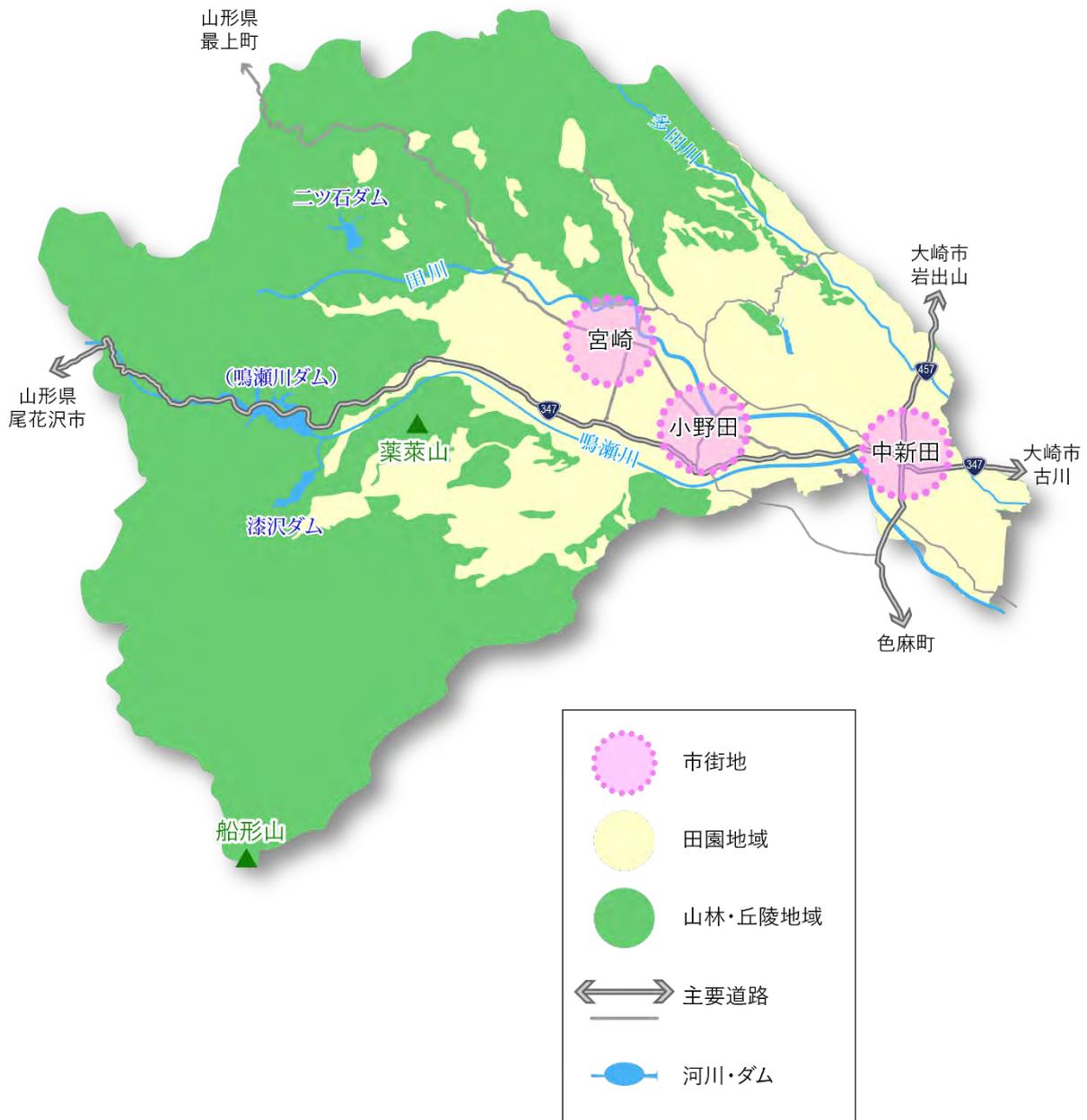
③市街地

中新田地区、小野田地区、宮崎地区の商業・行政機能が集中する市街地は、それぞれの地区の生活の利便性、災害時の対応などにおいて支障が生じないようなまちづくりを推進します。

また、町民の多様なライフスタイルに対応しながら居住環境の質的向上を図り、ゆとりある快適な居住空間の維持や必要に応じた整備を進めますが、その際は、将来の需要を勘案して無秩序な開発を抑制するとともに、低未利用地などの有効利用を進め、良好な居住環境の形成を図ります。

さらに、地域産業の活性化と振興、住みやすい生活環境の形成を図るため、地域バランスや町内外の需要動向等に配慮しながら、工業地や商業地、文化、教育、保健・医療・福祉などの公共公益施設に係る土地利用について、新庁舎整備の影響も勘案しながら、需要に応じた都市機能最適化の検討と計画的な推進に努めます。

【土地利用の基本的構成のイメージ】



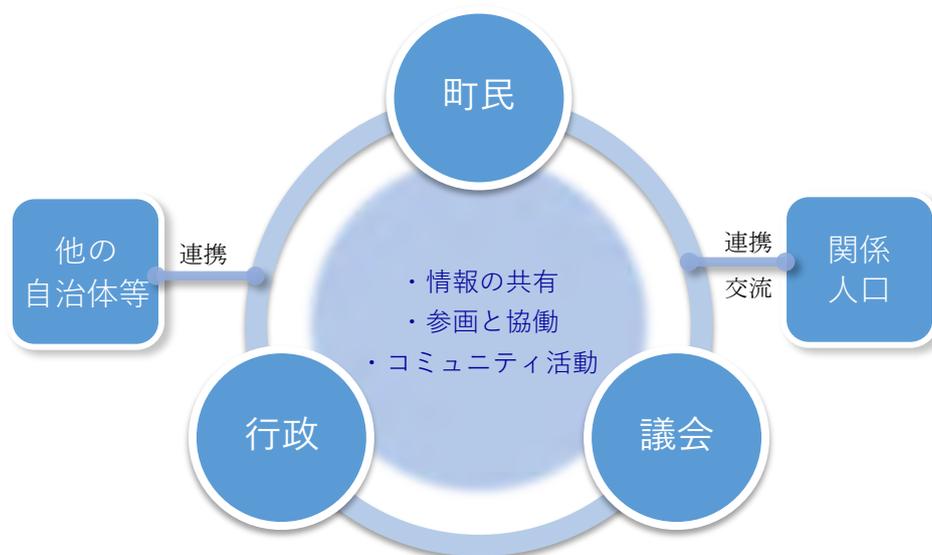
第3節 計画の推進のために

1 まちづくりの実現に向けた基本的な考え方

町の将来像を実現するためには、町民と行政と関係人口の方々が将来像を共有したうえで、それぞれが果たすべき役割を認識し、相互に協力・連携しながらまちづくりを進めることが重要です。なお、ここでの「まちづくり」とは、自分たちが住みよく、安心して暮らせるまちをつくるための活動を指します。

○協働によるまちづくりとは

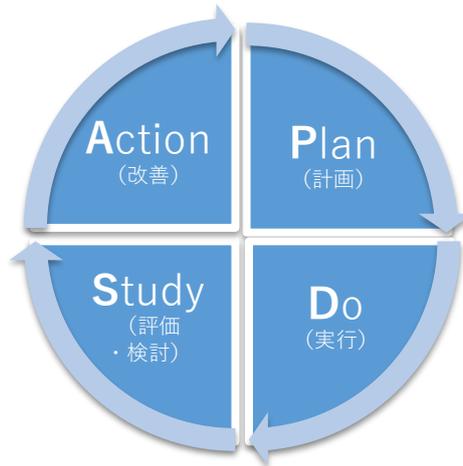
まちづくりの担い手である町民、議会、行政と、関係人口（町出身者、有識者、加美町に関心を持つ町外の人々）がそれぞれ、お互いの立場を認め合い、尊重しあい、対等の立場で協力しながら、それぞれの役割分担のもと責任を持って取り組み、共通する課題の解決や目的の実現のためまちづくりを進めることです。



2 まちづくりの進行管理

町民に対する行政の政策運営に関する説明責任の向上を図るとともに、施策の進捗状況や成果、そこに至った要因等を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や方向性を見直しするという段階を繰り返しながら、適切な進行管理に努めます。

【進行管理システム（PDSAサイクル）】



○PDSAサイクルとは

マネジメントサイクルの1つで、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価・検討 (Study)、改善 (Action) のプロセスを順に実施し、最後の Action を次の Plan に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法です。

1980年代の半ばごろから、品質管理の父といわれるW.エドワーズ・デミング博士がPDCAサイクルに代えて使い出した言葉です。

PDCAにおける Check を単なる「点検・評価」に終わらせず、深く考察し、反省し、学び (Study)、共有する事で、次の Action (改善) に繋がっていくという主旨で、本計画においても“PDSA”を採用します。

第4節 施策の方向

1 自然豊かで持続可能なまち【環境・脱炭素社会】

美しく豊かな自然や景観を町民と行政が協働で守り、自然との共生社会の実現を目指します。

また、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、ごみや廃棄物等の対策を通じ、全町的な循環型社会の構築を目指します。

さらに、自然との共生をめざして、生物多様性の保全と回復に向けた取組を進めます。

対応する方針

- 1 自然環境の保全と活用
- 2 脱炭素に向けたまちづくり
- 3 まちなみ・農村景観の保全
- 4 循環型社会の構築



2 誰もがずっと健やかに暮らせるまち【医療・福祉・子育て】

ニーズに寄り添った切れ目のない支援を庁内横断的・総合的に実施し、単なる「子育て支援」に留まらない、長期継続かつ充実した事業の展開を図ります。

また、町民の健康づくりの支援や地域医療の充実に取り組むことにより、疾病予防と健康寿命の延伸を図ります。

さらに、高齢者を地域で支える福祉環境づくりや、障がいを持つ方・サポートを必要とする方への適切な支援、福祉団体の活動支援等により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送れる環境を形成します。

対応する方針

- 1 子育て支援の充実
- 2 健康づくりの推進
- 3 医療体制の充実
- 4 高齢者福祉の充実
- 5 障がい者（児）福祉の充実
- 6 地域福祉の充実



3 安心して快適に暮らせるまち【防災・社会資本】

平時からの消防防災・防犯体制の強化や日常生活の維持に必要な社会インフラの維持、治山・治水対策等により、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、道路交通の利便性や安全性の向上・付帯施設の長寿命化、立地に応じた快適な居住環境の維持、公園緑地の長寿命化と機能向上、利便性の高い公共交通機能の充実等により、誰もが住みよい生活環境の形成を図ります。

対応する方針

- 1 消防防災・防犯対策の充実
- 2 上下水道事業の推進
- 3 総合的な交通体系の整備
- 4 交通安全対策の充実
- 5 治山・治水対策の推進
- 6 快適な住宅環境の維持
- 7 公園・緑地の機能向上



4 魅力と稼ぐ力を持つまち【産業・雇用】

農産物や木材・川魚の販路拡大、新技術や法制度の適用、担い手等の育成などの各種対策により、持続可能な農林漁業経営と農村集落の維持を図ります。

また、官民連携の活性化対策により商店街のにぎわいを創出するとともに、新たな工業団地の確保や新事業の創出等による工業の振興を図ります。さらに、町の魅力を最大限活用した観光振興を通じ、町の誇りの再認識や地域経済への好循環も目指します。

加えて、就業環境に関する各種対策や情報提供等により、地元雇用の拡大を図ります。

対応する方針

- 1 地場産業の振興
- 2 農林水産業の振興
- 3 商業の振興
- 4 工業の振興
- 5 観光の振興
- 6 雇用の確保と創出
- 7 農村体験を通じた交流の推進



5 本当の学びを得られるまち【教育・学び・スポーツ・文化】

保幼小中の連携を充実させて「12年間の連続した学びの加美町モデル」を継続推進するとともに、家庭教育や食育の推進、各種団体への活動支援等を通じ、知・徳・体の調和のとれたこどもの育成や、青少年の健全育成を目指します。

また、生涯学習や生涯スポーツ、芸術文化活動の機会や場所の提供により、生きがいを持った生活や活力ある地域社会の形成を促進します。

さらに、文化財や伝統芸能の保護・継承を進め、加美町の歴史や伝統文化への誇りや愛着、文化財愛護意識の高揚も図ります。

対応する方針

- 1 学校教育(「12年間の連続した学びの加美町モデル」)の推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 家庭教育の充実
- 4 青少年の健全育成
- 5 社会教育の充実
- 6 生涯スポーツの充実
- 7 芸術・文化活動の支援と機会づくり
- 8 文化財・伝統文化の保護・継承



6 協働と自立ができるまち【自治・多様性・行財政運営】

多様な主体によるまちづくり活動への支援や情報発信の強化等を行い、地域コミュニティの活性化を促進します。また、地域間の交流を促進して関係人口の拡大を図るとともに、関係機関と連携したグローバルな人材の育成を促進します。

さらに、あらゆる人が平等で、生きやすい社会づくりの構築を目指します。

行財政分野においては、新庁舎整備やDXの導入、公共施設の再編、大崎圏域での連携等を進め、町民利便性が高く、効率的で効果的、かつ健全な行財政運営を図ります。

対応する方針

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 国内外の交流の推進
- 3 男女共同参画の推進
- 4 効率的な行政運営の推進
- 5 健全な財政運営の推進
- 6 広域行政の推進

